

杭くいを残して悔くいを残さず

境界杭はあなたの財産を守り、街づくりに生かされます。

境界杭(標)を適切に管理しましょう

大切な財産である土地の管理は「境界の管理」から始まります。

登記された土地の形状や面積を正しく現地に反映させましょう

境界杭(標)を設置し適切に管理することでお隣との境界トラブル防止に役立ちます。

土地の状況(面積、地目)を正しく登記に反映させましょう

不動産登記は固定資産税算定の基礎になっています。

例えば、このようなコトでお困りではありませんか？

Q1 以前あった境界杭(標)が見当たらず困っています。

答え 境界杭(標)はお隣との境界を明確にする大切なものです。境界の確定測量を行い、お隣の同意を得て、境界杭(永久標)を設置しましょう。

Q2 親の土地をふたりで相続するのですが共有名義にたくありません。

答え 土地を二つに分筆登記したうえで、各土地を単独名義とすることが可能です。分筆登記は相続人全員で申請することができます。分筆には測量が必要です。

Q3 住宅を建てたのですが土地の地目変更は必要ですか？

答え 住宅を建てたことにより土地の地目は宅地となります。もし登記されている地目が宅地以外(例えば、雑種地・畑・山林など)の場合は、住宅を建てたときから一箇月以内に地目の変更登記を申請し、現況を正しく登記に反映させる必要があります。

詳しくは、お近くの土地家屋調査士へご相談ください。※裏面参照

土地家屋調査士は、表示に関する登記および境界に関する測量の専門家です。
分筆登記や地目変更登記などの表示に関する登記の申請を代理できる専門資格者です。

